

平成 25 年 9 月 30 日

県政記者クラブ各位

宮城県産業復興相談センター

宮城産業復興機構による債権買取案件の決定について

宮城県産業復興相談センターからの債権買取要請に基づき、宮城産業復興機構において、新たに 6 事業者の債権買取案件を決定しましたので、お知らせします。

二重債務問題への対応については、平成 23 年 11 月 11 日（金）、被災事業者の支援にかかる相談体制を構築するため、宮城県中小企業再生支援協議会（公益財団法人みやぎ産業振興機構内）に「宮城県産業復興相談センター」を開設しました。また、同 12 月 27 日（火）には、被災事業者の早期の事業再生を支援するため、県、地域金融機関と独立行政法人中小企業基盤整備機構の共同出資により、「宮城産業復興機構」を設立しました。

宮城産業復興機構では、以下の事業者について、既往債権者との間で債権譲渡契約を締結した後、被災前から負っていた債務にかかる債権の買取等を行い、その元利金の返済を一定期間棚上げすることによって財務内容の改善を図り、金融機関からの新たな資金調達等を通じた事業の早期復興を支援します。

今回の案件をもって、宮城産業復興機構の買取実績は、累計で 62 事業者となります。

▽事業者・支援の概要

○沿岸部の衣料品販売業者。従業員 10 名。津波により本社と店舗が損壊し、商品在庫が全て流失。震災後、地元地銀からの借入により商品を仕入れ、事業を再開。ネット販売を主な販路とした売上の回復に向け、今後必要となる資金の調達を容易とするために、関係金融機関の支援のもとで債権買取を行うもの。新規融資は地元地銀が支援。

○沿岸部の水産加工業者。従業員 15 名。津波により工場が損壊、製造設備、在庫が全て流失。震災後、グループ補助金の活用や地元信組からの借入により工場を復旧し、事業を再開。漁港の復旧に伴う売上の回復に向け、今後必要となる運転資金の調達を容易とするために、関係金融機関の支援のもとで債権買取を行うもの。新規融資は地元信組と地元地銀が支援。

○沿岸部の生活関連サービス業者。従業員 10 名。津波により作業所、倉庫が全壊し、営業用資産が全て流失。震災後、地元地銀や公的金融機関からの借入により仮の作業所で事業を再開。作業所、倉庫の本格的な再建に向け、グループ補助金のほか、今後必要となる資金の調達を容易とするために、関係金融機関の支援のもとで債権買取を行うもの。新規融資は地元地銀が支援。

○沿岸部の燃料等販売業者。従業員 8 名。津波により本社、倉庫、店舗設備等が全て流失。震災後、グループ補助金の活用や地元地銀からの借入により事業を再開したが、店舗、倉庫の本格的な再建に向け、今後必要となる資金の調達を容易とするために、関係金融機関の支援のもと債権買取を行うもの。新規融資は地元地銀が支援。

○沿岸部の繊維製品製造業者。従業員 6 名。津波により工場、製造設備、在庫が全て流失。震災後、グループ補助金の活用や地元信金、公的金融機関からの借入により事業を再開したが、生産態勢の本格的な整備、復旧に向け、今後必要となる資金の調達を容易とするために、関係金融機関の支援のもと債権買取を行うもの。新規融資は地元信金が支援。

○沿岸部の運送業者。従業員 60 名。津波により事務所、倉庫が全壊し、車両の 1／3 が流失。震災後、地元信金や公的金融機関からの借入により仮の事業所で事業を再開。車両購入、整備工場建設等の本格的な再建に向け、グループ補助金のほか、今後必要となる資金の調達を容易とするために、関係金融機関の支援のもとで債権買取を行うもの。新規融資は地元地銀と地元信金が支援。

◆宮城県産業復興相談センター（公益財団法人みやぎ産業振興機構）

〒980-0802 仙台市青葉区二日町 12-30 (日本生命勾当台西ビル 8 階)

Tel : 022-722-3858 Fax : 022-227-0187

<担当>

統括責任者補佐 星 康弘 中村 喬 渡部 修 九十九 敏充